

教育業務中だけでなく、日常生活中的の トラブルからも教職員の皆さまを トータルでお守りします。

教職員のみなさま専用の保険

2023年8月～2024年7月 加入のご案内

教弘まなびや スーパープラン

教職員賠償責任保険 + 団体総合生活保険(まなびや)

(団体総合生活保険)
団体割引・損害率による割引あわせて

約 **37%** 割引

※天災危険補償部分の保険料は、
団体割引のみ適用となります。

教職員賠償責任保険

教職員業務の遂行に起因した **損害賠償請求に！**

1 教職員個人の**争訟費用**(弁護士費用等)
および**損害賠償金**を補償！

2 **初期対応費用**も補償！(身体障害を被った被害者への見舞金等)

3 **適及補償** 初年度 **加入日より前に行った行為**に起因する請求も補償！
※詳細はパンフレットP.8をご参照ください

4 **延長補償** ※詳細はパンフレットP.8をご参照ください
教職員でなくなった後になされた請求についても5年間補償！



教職員個人が訴えられることも…

■授業中に生徒がケガ、
先生個人に損害賠償請求。

損害賠償金 お見舞金

■生徒を注意したら
人格権の侵害と
訴訟を起こされる。

争訟費用
損害賠償金



団体総合生活保険(まなびや)

1 **ご本人のケガを入院・通院1日目から補償します。**学校行事中等のケガは**倍額補償！**
※天災(地震もしくは噴火またはこれらによる津波)によるケガについても補償します。(特定学校行事中・宿泊旅行中・通勤途上等)

2 生徒の**見舞い費用**も補償！
(生徒がケガにより死亡または15日以上継続して入院した場合の入院見舞金、弔慰金等)

3 **携行品損害・救済者費用等**も補償！

示談交渉サービス付帯(国内のみ)

4 **ご本人およびご家族の日常生活中的の賠償事故**を補償！
(他人から預かった物等を損壊した場合の賠償事故も補償)

5 **O-157等の特定感染症**も補償！

■自転車で他人に
ケガをさせる。
損害賠償金



■部活動指導中に
ケガをする。

治療費



示談交渉サービス
付帯(国内のみ)

自転車条例にも対応！

自動
更新

2023年8月1日始期 2023年8月1日午後4時～2024年8月1日午後4時(1年間)

中途加入の補償期間 加入依頼日の属する月の翌月1日午前0時～2024年8月1日午後4時

募集期間 2023年6月1日(木)～2024年6月20日(木)

ホームページから資料請求いただいた方へもれなく粗品をプレゼントしています→



近年、多様な学校事故の増加やいじめ等の生徒指導に対する保護者からのクレームの増加などを背景にして、保護者等から学校に対してだけでなく、教職員個人が訴えられるケースが増加しています。

「国家賠償法第1条」が適用される公立学校においても、教職員個人が訴えられた場合、応訴のための弁護士費用や訴訟費用は教職員個人が負担することになります。

また、教職員個人に重大な過失がある場合は、地方自治体(学校設置者)から求償される可能性もあります。

こうした不測の事態が発生した場合、保険会社から適切なアドバイスがうけられ、教職員個人が負担する応訴費用や賠償金を補償する「教弘まなびやスーパープラン」は教職員のみなさまの精神的な備えになると確信しています。

教弘まなびやスーパープラン保険金額(支払限度額)・保険料例 (年齢に関わらず保険料は一律です。)

※職種級別Aの保険料です

タイプ名			MA スーパープラン	MB スーパープラン	MC スーパープラン
教職員賠償責任保険	賠償責任	他人の身体の障害、他人の財物の損壊、人格権侵害等に起因する賠償責任、争訟費用等	1請求・保険期間中／1億円		
		初期対応費用	1事故／100万円		
		訴訟対応費用	1請求／100万円		
	傷害(ご自身のケガ)	死亡・後遺障害	※特定の学校行事中・宿泊旅行中・通勤途上中の事故については()内の保険金額となります。	100万円 (200万円)	650万円 (1,300万円)
重度後遺障害			100万円	650万円	1,100万円
入院日額		※特定感染症危険補償特約付帯*	3,200円 (6,400円)	6,400円 (12,800円)	9,600円 (19,200円)
通院日額			1,800円 (3,600円)	3,600円 (7,200円)	5,400円 (10,800円)
生徒見舞費用(1事故1生徒につき)		生徒が死亡(傷害) : 3万円限度 生徒が15日以上継続入院(傷害) : 1万円限度			
賠償責任		日常生活 他人の身体の障害、他人の財物の損壊に起因する賠償責任、争訟費用等	国内／無制限、国外／1億円		
携行品損害(免責金額1事故3千円)		20万円	30万円	50万円	
補償内容	救護者費用等		500万円		

※特定感染症による後遺障害・入院・通院を補償し、太字の保険金額を適用いたします。(死亡保険金・重度後遺障害保険金・手術保険金はお支払いしません。)

●手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

●特定学校行事中・宿泊旅行中・通勤途上の事故については、死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金は、**倍額補償**(例えばMAタイプ通常3,200円の入院保険金日額が、6,400円)となります。

●保険期間中に教職員でなくなった場合、教職員賠償責任保険および団体総合生活保険(まなびや)における「特定学校行事中・傷害の倍額支払」、「生徒見舞費用」に係る補償は不要となりますので取扱代理店までお問い合わせください。

タイプ名		MA スーパープラン	MB スーパープラン	MC スーパープラン
月払の場合	初回	8月1日加入	6,970円	8,200円
	保険料	9月1日加入	6,470円	7,700円
		10月1日加入	5,970円	7,200円
		11月1日加入	5,470円	6,700円
		12月1日加入	4,970円	6,200円
		1月1日加入	4,470円	5,700円
		2月1日加入	3,970円	5,200円
		3月1日加入	3,470円	4,700円
		4月1日加入	2,970円	4,200円
		5月1日加入	2,470円	3,700円
		6月1日加入	1,970円	3,200円
		7月1日加入	1,470円	2,700円
		2回目以降	970円	2,200円
		8月1日加入	16,720円	29,880円
年払(一括)の場合	中途加入	9月1日加入	15,300円	27,330円
	保険料	10月1日加入	13,900円	24,830円
		11月1日加入	12,520円	22,360円
		12月1日加入	11,120円	19,890円
		1月1日加入	9,750円	17,430円
		2月1日加入	8,380円	14,970円
		3月1日加入	6,990円	12,500円
		4月1日加入	5,580円	10,000円
		5月1日加入	4,180円	7,460円
		6月1日加入	2,790円	4,980円
		7月1日加入	1,390円	2,470円
		8月1日加入	1,390円	2,470円
		9月1日加入	1,390円	2,470円
		10月1日加入	1,390円	2,470円

加入者資格 公益財団法人 日本教育公務員弘済会の会員で、以下に該当する方

1. 公立学校の教職員
2. 国立学校および私立学校の教職員
3. 教育委員会の職員
4. 教職員団体の役員及び職員
5. 日教弘および日教弘の本部および各県の職員
6. 1.～5.の退職者

被保険者になれる方の範囲 公益財団法人 日本教育公務員弘済会の会員で、以下に該当する方

1. 公立学校の教職員
 2. 国立学校および私立学校の教職員
- [ご注意] 教育委員会・教育事務所の職員の方は、被保険者になれません。

※「教職員」とは、学校教育法に規定する学校の校長および教員ならびに部活動を指導する教育関係の職員等

このご案内は、「教職員賠償責任保険」「団体総合生活保険(まなびや)」の概要について説明したものです。**保険の内容は、パンフレットをご覧ください。**

詳細は団体が保有する保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら、代理店または引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社にお願いします。ご加入に際しては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

各種保険のお申し込み・お問い合わせ・資料請求先は

代理店 株式会社 秋田教弘 TEL 018(874) 7275

〒010-0001 秋田市中通一丁目4番32号

引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社
秋田支店営業課 TEL 018-832-9179

日常生活のケガやトラブルに。

教職員退職者やご家族の方もお得な
団体割引でご加入いただけます。

団体総合生活保険(フルガード)

2023年8月～2024年7月 加入のご案内

教弘フルガード

(団体総合生活保険)
団体割引・損害率による割引あわせて

約 **37** %
割引

※天災危険補償部分の保険料は、
団体割引のみ適用となります。

ご自身のケガ [傷害補償]



O-157などの 特定感染症の補償 ＜特定感染症危険補償特約*1＞

特定感染症を発病した場合に、
後遺障害・入院・通院の
各保険金をお支払いします。



相手への補償 [個人賠償責任補償]



持ち物の補償 [携行品損害]



費用の補償 [救済者費用等]



特定感染症とは

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、または指定感染症*2をいいます。

例えば...

- O-157 ●SARS
- 結核 ●エボラ出血熱

*1 本特約は全件付帯です。

*2 指定感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の措置が講じられていることが政令で定められている場合に限り。

自動
更新

2023年8月1日始期

2023年8月1日午後4時～2024年8月1日午後4時(1年間)

中途加入の補償期間 加入依頼日の属する月の翌月1日午前0時～2024年8月1日午後4時

募集期間 2023年6月1日(木)～2024年6月20日(木)

ホームページから資料請求いただいた方へもれなく粗品をプレゼントしています→



加入者資格

公益財団法人 日本教育公務員弘済会の会員で、以下に該当する方

1. 公立学校の教職員
2. 国立学校および私立学校の教職員
3. 教育委員会の職員
4. 教職員団体の役員及び職員
5. 日教弘および(株)日教弘の本部および各県の職員
6. 1.～5.の退職者

被保険者になれる方の範囲

公益財団法人 日本教育公務員弘済会の会員で、以下に該当する方で、始期日現在の年齢が満80歳以下の方

1. 公立学校の教職員
2. 国立学校および私立学校の教職員
3. 教育委員会の職員
4. 教職員団体の役員及び職員
5. 日教弘および(株)日教弘の本部および各県の職員
6. 1.～5.の退職者

※「教職員」とは、学校教育法に規定する学校の校長および教員ならびに部活動を指導する教育関係の職員等

会員のご家族の方も教弘フルガードにお得な団体割引適用にてご加入いただけます！

教弘フルガードの被保険者になれるご家族の範囲

1. ご加入者の配偶者
2. ご加入者の子、親、兄弟
3. ご加入者と“同居している”親族(*)

(*)親族とは加入者の6親等以内の血族または3親等以内の姻族

教弘フルガード保険金額(支払限度額)・保険料例

※職種級別Aの保険料です。

タイプ名			FA	FB
補償内容 団体総合生活保険 (フルガード)	保険料	月払保険料	1,100円	2,340円
		年払(一括保険料)	12,070円	25,550円
	傷害(ご自身のケガ)	死亡・後遺障害	430万円	1,200万円
		入院日額	3,200円	6,400円
		通院日額	1,800円	3,600円
	賠償責任	個人賠償責任	国内/無制限、国外/1億円	
		携行品損害(免責1事故3千円)	20万円	30万円
		救援者費用等	500万円	

すでに他の保険で個人賠償責任保険を付帯されている場合に、個人賠償責任保険不担保のプランもご用意しています。代理店までお問い合わせください。

**中途加入保険料は、
取扱代理店まで
お問い合わせください。**

*特定感染症による後遺障害・入院・通院を補償します。(死亡保険金・手術保険金はお支払いしません。)

●手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

このご案内は、「団体総合生活保険(フルガード)」の概要について説明したものです。**保険の内容は、パンフレットをご覧ください。**

詳細は団体が保有する保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら、代理店または引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社におたずねください。ご加入に際しては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

**ホームページから資料請求いただいた方に
もれなく粗品をプレゼント →**

公益財団法人 日本教育公務員弘済会



FAX資料請求書

フリガナ			保険料払込方法	ゆうちょ銀行の払込票による振込
お名前			保険料支払方法	年払
勤務先				
資料送付先	自宅住所	(〒)		
	電話番号	() -		

各種保険のお申し込み・お問い合わせ・資料請求先は

FAX 018-836-3402

代理店 株式会社 秋田教弘 TEL 018(874) 7275

〒010-0001 秋田市中通一丁目4番32号

引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社
秋田支店営業課 TEL 018-832-9179

当社は、ご記入いただきました上記個人情報を、東京海上日動火災保険株式会社より保険業務の委託を受けて行う損害保険およびこれに付帯・関連するサービスの提供等に利用させていただきますことがあります。

お客様への販売・勧誘にあたって

お客様の視点に立って
ご満足いただけるように努めます。

◆保険その他の金融商品の販売にあたって

- ・お客様の商品に関する知識、購入経験、購入目的、財産状況など、商品の特性に応じた必要な事項を総合的に勘案し、お客様のご意向と実情に沿った商品の説明および提供に努めます。
- ・特に市場リスクを伴う投資性商品については、そのリスクの内容について適切な説明に努めます。
- ・お客様にご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。
- ・お客様に商品についての重要事項を正しくご理解いただけるように努めます。また、販売形態に応じて適切な説明に努めます。

◆各種の対応にあたって

- ・お客様からのお問い合わせには、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。
- ・保険金等のご請求手続きにあたりましては、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。
- ・お客様のご意見・ご要望を販売活動に生かしてまいります。

各種法令を遵守し、保険その他の
金融商品の適正な販売に努めます。

- ・保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、金融商品取引法、個人情報保護に関する法律、その他の関係法令等を遵守します。
- ・適正な販売を行うために、事務管理体制の整備や販売にあたる者の研修に取り組みます。
- ・お客様のプライバシーを尊重するとともに、お客様に関する情報については、適正な取扱いおよび厳正な管理をいたします。
- ・未成年の方、特に満15歳未満の方を被保険者とする保険契約等については、保険金の不正取得を防止する観点から適切な募集に努めます。

以上の方針は「金融商品の販売等に関する法律」（平成12年法律第101号）に基づく弊店の「勧誘方針」です。

＜代理店名・各種ご相談、お問合わせ窓口＞

代理店 株式会社 秋田教弘 TEL 018(835)4816

〒010-0001 秋田市中通一丁目4番32号

提携・引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社 秋田支店営業課 TEL 018-832-9179